

第 1 章 総社市環境基本計画の基本的事項

第 1 節 環境基本計画とは

環境基本計画とは、「環境基本法」第 15 条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。この計画では、環境の保全に関する長期的な目標として

- ◆環境負荷の少ない、循環を基調とする経済社会システムの実現（循環）
- ◆自然と人間との共生の確保（共生）
- ◆公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現
- ◆国際的取り組みの推進

の 4 項目が掲げられ、実現に向けた施策の基本的な方向、各主体の役割等を定めています。

国の環境基本計画は、第一次計画が平成 6 年 12 月に策定されました。その後、社会情勢の変化に対応するために 5 年程度をめぐりに見直しが行われ、平成 12 年 12 月に第二次計画、平成 18 年 4 月に第三次計画が閣議決定されています。

第三次計画では、今後の環境政策の展開の方向として、

- ◆環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上
- ◆環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- ◆国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進

などが提示されています。

ここで、同じく環境基本法第 7 条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策の策定及び実施をあげています。

環境基本法 第 7 条

第 7 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

環境基本法 第 15 条

第 15 条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

「総社市環境基本計画」は、「総社市環境基本条例」第 9 条の規定に基づいて策定する地域版の環境基本計画であり、計画の役割は次のとおりです。

- ◆市の環境行政の基本的な指針となる。
- ◆市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むための体制を構築し、計画の推進過程でそれを機能させることにより、市民参加に資する。
- ◆計画内容を進めていくことで、市民の環境意識を高める。

第2節 環境基本計画策定の背景と目的

かつての高度成長時代には、規模が大きい比較的小数の事業者を対象とした規制措置（大気汚染防止法、水質汚濁防止法等）により、公害問題が改善されました。それから四半世紀後、現代における大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした社会経済システムは、多くの人々の日常生活の利便性を高めた結果、地球環境から地域環境まで広範囲に影響を及ぼすことになりました。

これら現代の環境問題については、かつての産業公害とは逆に、「一人ひとりの影響は小さいが多数の市民」の影響が大きくなっていて、環境改善のために規制措置で対応することが困難となっています。そのため、市民一人ひとりの意識を高め、市民一人ひとりが幅広く環境への取り組みを実践することで環境改善に結びつけることが求められています。

環境問題の解決を目指し、その取り組みを推進するためには、さまざまな立場の人々が自主的かつ積極的に参加する必要があります。このため総社市環境基本計画を策定し、具体的に示された施策や取り組みを推進することで、環境に対して先進的な都市となることを目指します。

第3節 環境基本計画の位置づけ

総社市環境基本計画は、市の上位計画である「総社市総合計画」（以下「総合計画」と略す。）を、環境面から総合的に推進するための計画です。市内各部局が環境を重視した共通の認識を持ち、この計画を指針として、あらゆる施策・事業・取り組みに対して、環境配慮を織り込んでいくことにより、徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことを目指します。

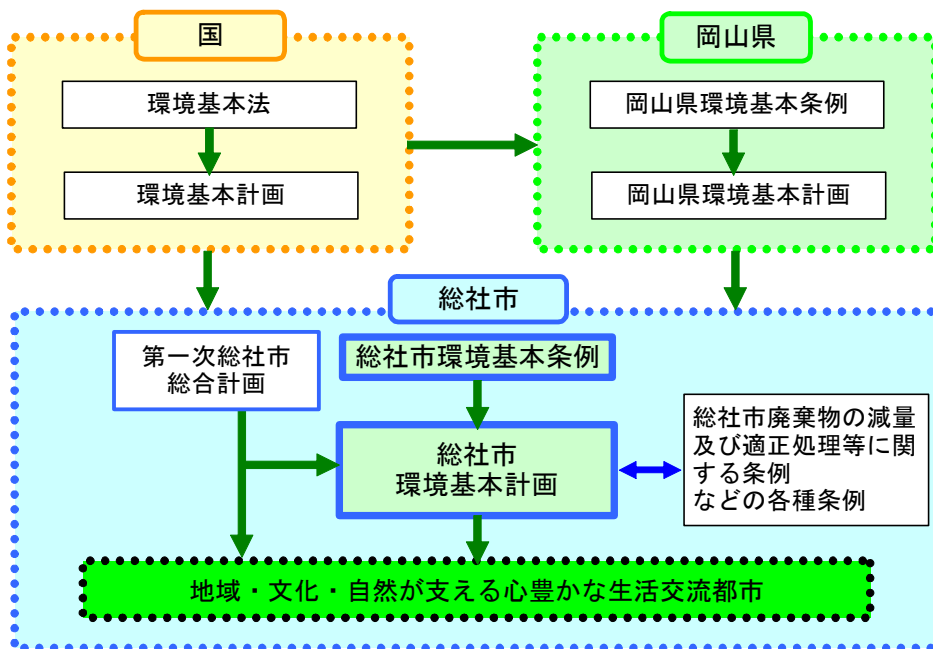


図1-3-1 総社市環境基本計画の位置づけ

第4節 環境基本計画の期間

総社市環境基本計画は、市の上位計画である総合計画を、環境面から推進するための計画に位置づけられます。このため、総社市環境基本計画の計画期間は、総合計画に準じて10年間とします。

また、今後の社会情勢の変化に対応するため、数年ごとに計画の見直しを行うこととします。

計画の期間 平成 21 年度 → 平成 30 年度 (2009 年度) (2018 年度)

第5節 環境基本計画で対象とする範囲

環境基本計画で対象とする環境の範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境などの各分野及び環境教育など横断的な分野に区分されます。

総社市環境基本計画では、表1-5-1の環境要素を対象とします。なお、地球環境問題には地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のほか、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の国境を越える移動及び開発途上国の公害問題等がありますが、ここでは身近なところから取り組んでいける3要素を対象とします。

表1-5-1 計画で対象とする環境要素

環境要素	
生活環境	大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、化学物質、廃棄物
自然環境	地形・地質、動植物・生態系、自然とのふれあい
社会環境	公園・緑地、景観・まちの美観、歴史的・文化的遺産
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨
環境教育及び環境保全活動	学校、社会、事業所における環境教育、環境保全活動、環境情報の整備及び提供